

認証機関の登録審査基準及び評価の視点と確認資料

登録審査基準	評価の視点		確認資料(制度参照箇所)
(1) 認証を行う業務が公平かつ公正となるよう業務規程が定められており、その業務規程で手数料が過大となっていないこと。	<input type="checkbox"/>	審査結果を確認する者が複数配置されているか、かつ、定期的に外部の有識者等に認定業務の公平性について確認を受けているか	第5の1の(3)のエ、オ、カ、キ
	<input type="checkbox"/>	認証の業務に従事する審査員、事務局員は、認証申請者との間に利害関係(常時の指導・コンサルティングの有無)がないことを明らかにする手順を有しているか	第5の1の(3)のエ、オ、カ、キ
	<input type="checkbox"/>	認証等の業務の実施に要する費用(手数料)について、適切な積算により設定されており、適正な価格となっているか	第5の1の(3)のウ
	<input type="checkbox"/>	法人が、自らジビエの処理加工業を行っているか。また、普及事業を行っている場合は、法人内の権限を明確に分けているか	第5の1の(3)のエ、オ、カ、キ
	<input type="checkbox"/>	規模の大小や所属等によって特定の事業申請者を差別しないことが業務規程に定められているか	第5の1の(3)のキ
(2) 審査員以外の者が認証に関する決定を実施すること。	<input type="checkbox"/>	認証に関する決定は、認証機関の意思決定会議(理事会もしくは取締役会等)に諮られているか(議事録を残すことにしているか)(認証に関する決定の権限は、一人の担当者だけに委ねられていないか)	第5の1の(3)のエ、オ、カ、キ
(3) 認証等の業務に必要な財政的安定性及び経営資源を保持すること。	<input type="checkbox"/>	直近において、組織の経営に影響を与えうるような深刻な負債を抱えていないか	第5の1の(2)のウ
	<input type="checkbox"/>	当面の認証等の業務を行うに当たり、十分な資金を確保しているか	第5の1の(2)のウ
	<input type="checkbox"/>	審査員や認証等の業務に従事する者が十分に確保され、適切に配置されているか	第5の1の(3)のエ、オ
	<input type="checkbox"/>	認証等の業務が適切に運営されるように、組織の事業計画書及び収支予算書等が作成されているか	第5の1の(3)のケ
(4) 認証の審査、更新、取消し等の手続を文書で定めること。	<input type="checkbox"/>	認証の審査、更新、取消し等の手続について業務規程に明示されており、その手順をマニュアル等により適正かつ詳細に整備されているか	第5の1の(3)のエ、オ、カ、キ
	<input type="checkbox"/>	業務規程、手順書類その他の認証業務に関する文書は、文書管理規程に基づき起案、承認される仕組みがあるか	第5の1の(3)のエ、オ、カ、キ

登録審査基準	評価の視点		確認資料(制度参照箇所)
(5)情報の機密を保護するための適切な取決めを有すること。	<input type="checkbox"/>	認証の審査を行うに当たり、認証に特化した情報管理規程等が定められているか	第5の1の(3)の力
	<input type="checkbox"/>	情報管理規程等は、情報の機密を保持するための取扱いやリスク管理方法等について具体的に定められているか	第5の1の(3)の力
(6)食品衛生監視員の資格要件を満たす者、または食品衛生管理者、獣医師等の資格を保持する者を審査員として確保していること。	<input type="checkbox"/>	審査員は、食品衛生監視員の資格要件を満たしている、もしくは食品衛生管理者、獣医師等の資格を有し、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有しているか	第5の1の(4)
(6)の関連(委員会が定めるその他要件) 公衆衛生学(食品衛生分野)を専門として大学に所属する教員等であること	<input type="checkbox"/>	同左	第5の1の(4)
(7)(6)の審査員について、別表3に定めるシカノイノシシ肉処理施設認証制度認証基準(チェックシート)に基づき食肉処理事業者を審査する能力(野生鳥獣肉の解体や衛生管理に関する知識、実務経験、学歴等)を有することを示せること。	<input type="checkbox"/>	ジビエの処理加工に関する十分な経験(3年以上)又は知識(過去に地方自治体のジビエ認証制度等の研修講師を務めたり、ジビエの衛生管理に関する論文等を発表等)を有しているか	第5の1の(4)
(8)食肉処理事業者を審査する体制が整えられていること(審査員が常勤する必要はない)。	<input type="checkbox"/>	書類審査及び現地審査について標準的な期間を定めており、当該期間内に機動的な審査を実施するための必要な審査員を確保できるか	第5の1の(3)のア、イ、オ、カ
	<input type="checkbox"/>	認証機関が外部専門家を審査員として雇用する場合、審査員と契約書等を締結しているか(機関内に審査員を有する場合は、チェック対象外)	第5の1の(3)のオ、カ
(9)その他	<input type="checkbox"/>	制度の第5の1(1)～(6)に該当する書類が全て提出されているか	第5の1(1)～(6)